

確認検査業務 申請手数料表（昇降機・工作物）

● 昇降機（小荷物専用昇降機を除く）（1台あたり）【表1】

（手数料規程 別表第2、第6関係）

単位 円／非課税

1申請あたりの設置台数 N（台）	確認申請		完了検査
	新規	計画変更	
N < 10	20,000	10,000	38,000-1,000×（N-1）
10 ≤ N	20,000	10,000	29,000

● 小荷物専用昇降機（1台あたり）【表2】

（手数料規程 別表第2、第6の2関係）

単位 円／非課税

1申請あたりの設置台数 N（台）	確認申請		完了検査
	新規	計画変更	
N < 10	5,000	4,000	26,400-1,200×（N-1）
10 ≤ N	5,000	4,000	15,600

● 令第138条第1項の各号に掲げる工作物（1基あたり）【表3】

（手数料規程 第4条、第10条、別表第3関係）

単位 円／非課税

確認申請		完了検査	工作物の区分	
新規	計画変更		（令138条第1項）	
10,000×N	5,000×N	11,000×N		k
$N = (h/k) + 2$ ※ 小数点以下切り上げ h：工作物の高さ（m） k：工作物の区分に応じた係数（右表）			第一号 h > 6 煙突 等	6
			第二号 h > 15 PC造柱,S柱,木柱 等	15
			第三号 h > 4 広告塔,装飾塔 等	4
			第四号 h > 8 高架水槽,物見塔 等	8
			第五号 h > 2 擁壁 等	2

- (1) 昇降機及び工作物の仮使用認定の手数料は、完了検査の額と同額です。
- (2) B C Jの仮使用認定を行った昇降機及び工作物の完了検査手数料は、該当する完了検査の額の1/2とします。
- (3) 建設地が遠隔地（東京本部又は大阪事務所から概ね50kmを超える地域）の仮使用認定又は完了検査は、別途旅費が加算されます。

※ 申請手数料についてご不明な点等がありましたら、確認検査業務手数料規程をご覧ください。下記までお問い合わせください。